

彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会組織規程

（目的）

第1条 この規程は、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会（以下、「協議会」という。）の組織等について必要な事項を定め、協議会の円滑なる連携事業の推進に資することを目的とする。

（組織）

第2条 協議会は、次の者をもって構成する。

- （1）各大学・短期大学 2名
 - （2）各自治体 1名
 - （3）各産業界 1名
 - （4）その他協議会長が指名する者 若干名
- 2 前項1号のうちから互選により幹事校を選出する。
- 3 協議会にワーキンググループを設置することができる。
- 4 ワーキンググループはリーダー校（滋賀文教短期大学、聖泉大学、長浜バイオ大学）担当者が委員長となる。

（協議会長）

- 第3条 協議会員のうち1名を協議会長とし、協議会員総数の過半数の議決により選任する。
- 2 協議会長の任期は、1事業年度間とする。ただし、次の協議会長就任まで職務を遂行するものとし、再任を妨げないものとする。
 - 3 協議会長は会議を招集し、その議長となる。
 - 4 協議会長に職務執行ができなくなったときは、あらかじめ協議会長が指名する者がその職務を代行する。

（議決）

- 第4条 協議会は、協議会員の過半数の出席により成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。
- 2 都合により協議会員が出席できない場合は、代理者の出席を認め、議決に加わることができるものとする。

（協議事項）

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 事業連携協力に関する事項
- (2) 基本方針の策定及び中長期計画の立案・実施に関する事項
- (3) リスク管理に関する事項
- (4) 相互連携機関の交流に関する事項
- (5) その他協議会が必要と定める事項

(議決及び報告の省略)

第6条 協議会長が、協議事項を提案または協議会に報告すべき事項を通知した場合において、協議会員の過半数の者が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、協議会の議決または協議会への報告があったものとみなす。

(事務)

第7条 協議会の事務を処理する為、事務局をおく。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、協議会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2018年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、2019年9月26日から施行する。